

第1章 総則

(本ガイドラインの目的)

第1条 本ガイドラインは、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みおよび考え方を定め、以って森永乳業グループ（以下、「当社グループ」という。）の持続的な成長と企業価値の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、「コーポレートガバナンス」とは、当社グループが、株主やお客さまをはじめとする様々なステークホルダーの立場等を踏まえた上で、持続的な成長と企業価値の向上の実現に向けた、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みと定義する。

(本ガイドラインの位置付け)

第3条 本ガイドラインは、法令および当社の定款に次ぐ規程と位置付け、他の社内規程、規約、規則等に優先して適用する。

(コーポレートミッションおよびコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第4条 当社グループは、コーポレートミッションとして、次のとおりコーポレートスローガンおよび経営理念を掲げ、その周知および浸透を図る。

一 コーポレートスローガン

かがやく笑顔のために

二 経営理念

乳で培った技術を活かし

私たちならではの商品をお届けすることで

健康で幸せな生活に貢献し

豊かな社会をつくる

2 当社グループは、コーポレートミッションに基づく事業活動を通じて社会に貢献し、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、実効性の高いコーポレートガバナンス体制の整備および充実に継続的に取り組む。

(コーポレートガバナンス体制の整備および充実にに関する基本方針)

第5条 当社グループは、次の基本方針に沿ってコーポレートガバナンス体制の整備および充実を図る。

一 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。

二 株主、お客さま、取引先、地域社会、従業員等、様々なステークホルダーの立場や権利等を尊重し、適切な関係の構築を図る。

三 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

四 コーポレートガバナンス体制を構成する各機関が有機的に連携する仕組みを構築するとともに、取締役会の業務執行に対する監督機能の実効性を確保する。

五 持続的な成長と企業価値の向上を目指し、その実現と中長期的な利益の実現を期待する株主との間で、建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

- 第6条 当社は、最高意思決定機関である株主総会において、株主が適切に議決権を行使することができるよう、次のとおり環境整備に努める。
- 一 定時株主総会の招集通知について、日本語版のほか英語版を作成し、海外投資家の利便性を確保する。
 - 二 定時株主総会の招集通知を、株主総会開催日の3週間前までに発送する。また、発送に先立ち、株主総会開催日の1ヶ月程度前に、証券取引所、議決権電子行使プラットフォーム、当社ホームページを通じて、当該招集通知を公表する。
 - 三 インターネットによる議決権行使や、議決権電子行使プラットフォームのシステムを採用し、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主の利便性を確保する。
 - 四 株主との対話の充実および正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定する。
 - 五 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権行使等の株主権の行使を予め希望する場合は、信託銀行等と協議し検討する。
- 2 株主総会において可決には至ったものの20%を超える反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(株主の権利の保護)

- 第7条 当社は、少数株主および外国人株主を含むすべての株主の権利を実質的に確保する。
- 一 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性および合理性を取締役会で検討し、適正な手続を確保するとともに、当該政策の内容を適切に開示する。
 - 二 当社の株式が公開買付けに付された場合、当該公開買付けに対する取締役会の考え方を適切に開示する。また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げない。

(株主の平等性の確保)

- 第8条 当社は、いずれの株主もその持分に応じて平等に扱う。
- 2 当社は、特定の株主に対し、特別な便宜の供与などは行わない。

(株主共同の利益を害するおそれのある取引に関する手続)

- 第9条 当社は、当社と役員または主要株主等との取引のうち、重要な取引あるいは定型的でない取引に該当するものについては、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役会の承認を要するものとする。
- 2 当社は、当社の役職員が内部者取引を行うことを未然に防止するため、インサイダー取引防止規程で未公表の重要事実の取扱いを定め、これを厳格に運用する。

(資本政策の基本方針)

- 第10条 当社は、持続的な成長による企業価値の向上を図ることを目的として、財務基

盤の強化および高収益性の実現の両立を図る。

- 2 利益配分については、企業体質の維持、強化のため、内部留保に意を用いつつ、業績、配当性向等も十分勘案しながら、安定的な配当を継続する方針とする。

(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

- 第11条 当社は、事業運営上の必要性、経済合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合のみ、政策保有株式を保有する。
- 2 取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、前項に基づいて保有する意義を検証し、意義が乏しいと判断される銘柄は、市場への影響等に配慮しつつ売却する。
 - 3 政策保有株式の議決権については、各議案の内容が当社の企業価値を毀損させる可能性がないか、発行会社の健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待することができるか否かを精査したうえで、適切に行使する。

(当社株式の大量取得行為に関する対応策)

- 第12条 当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、株主総会での決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策を備える。
- 2 当社株式の大量取得行為に関する対応策の更新および運用に際しては、その必要性および合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行う。

第3章 ステークホルダーとの関係

(ステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の構築)

- 第13条 当社グループは、株主、お客さま、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと誠実にコミュニケーションを行うことによって相互に理解を深め、中長期的な企業価値の向上に努める。
- 2 当社グループは、CSRとは企業活動そのものであるとの認識に立ち、社会および環境問題等の持続可能性を巡る課題を解決するため、事業と連動したCSR活動に積極的かつ能動的に取り組む。
 - 3 当社グループは、女性の活躍促進や多様な人財の雇用等を含むダイバーシティを推進することにより、多様な価値観を生み出し、企業価値の向上を図る。

(行動指針)

- 第14条 当社グループは、全ての役員および従業員が法令および社会倫理を遵守し、コーポレートミッションの実現を目指し行動することを確保するため、次のとおり行動指針として「私たちの8つの問いかけ」を定め、その周知および浸透を図る。
- 一 お客さまに寄り添い 感動を共有できていますか
 - 二 感謝の気持ちを持っていますか 伝えていますか
 - 三 全ての品質に自信が持てますか
 - 四 本物の安全・安心を追い続けていますか
 - 五 常に挑戦し続けていますか
 - 六 「チーム森永」の輪 築いていますか
 - 七 今 自分も仲間も生き生きしていますか

八 夢を語り合い 未来へ一歩踏み出していますか

(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

- 第15条 当社は、確定給付企業年金制度の適切な運用を図るため、財務担当取締役、人事担当取締役等で構成する資産運用委員会を設置し、運用状況のモニタリングを定期的に行う等の取組みを実施する。
- 2 必要な経験や資質を備えた人財を担当部門に配置するとともに、その育成に努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示の基準)

- 第16条 当社は、ステークホルダー等の信頼の維持・向上を図るため、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指し、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って、適時、正確、明瞭、公平かつ継続的に情報開示を行う。
- 2 当社は、前項に定める情報のほか、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、次の事項についても当社ホームページ等の媒体により開示する。
- 一 経営戦略、経営計画
 - 二 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
 - 三 取締役の報酬を決定するに当たっての方針および手続
 - 四 役員候補者の指名を行うに当たっての方針および手続ならびに個々の候補者の指名の理由
- 3 当社は、情報の有用性を高めるため、分かりやすく、かつ株主の閲覧を容易にするよう多様な方法で情報を開示する。
- 4 当社は、国際的な情報開示の観点から、必要な範囲において英語での情報開示を行う。
- 5 当社は、インサイダー情報の管理を徹底し、公平性を確保するため、決算情報については各四半期の決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、当該期間中に決算に関する情報開示は行わない。

第5章 コーポレートガバナンス体制

第1節 機関設計

(機関設計)

- 第17条 当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択する。
- 2 当社は、コーポレートガバナンスを常に最適化する観点から、最も適切と考えられる機関設計を選択する。

第2節 取締役会

(取締役会の役割および責務)

- 第18条 取締役会は、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスの実現を通じて、当社グループが持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて

て責任を負う。

- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、次の役割を果たす。
 - 一 経営理念を踏まえて当社グループとしての戦略を決定する。
 - 二 ステークホルダーの視点を踏まえて中長期的な経営計画を策定するとともに、その進捗状況を監督し、公正かつ透明性のある手続で業務執行者の評価および人事権の行使を行う。
 - 三 当社グループにおいて実効性のある内部統制システムを構築し、運用状況を定期的に検証することにより、経営の健全性を確保する。
 - 四 重要な業務執行の決定に際して多面的に検討し、最善の意思決定を行う。
 - 五 重要な役職が円滑に承継されるよう、後継者の育成について適切に監督を行う。
 - 六 株主との間で建設的な対話を行う機会を確保するよう適切に監督を行う。
- 3 取締役会は、監査役会および会計監査人ならびに監査部が十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保する。
- 4 取締役会は、監査役または会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立する。

(役員資格および取締役会の構成)

- 第19条 取締役会は、定款に従い、12名以下の取締役および4名以下の監査役で構成する。
- 2 取締役会は、当社の事業に関して専門的な知見を有する社内取締役および別途定める社外役員の独立性判断基準（以下、「独立性判断基準」という。）を満たす独立社外取締役ならびに監査役で構成する。
 - 3 当社の社外役員は、すべて独立性判断基準を満たす者とする。員数については、独立社外取締役は2名以上、独立社外監査役は監査役の半数以上とする。
 - 4 当社は、事業の継続性および発展性ならびに後継者育成に配慮し、重任者と新任者、業務執行者と非業務執行者のバランスを決定する。

(取締役会の運営)

- 第20条 取締役会議長は、代表取締役が務める。
- 2 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会を効果的かつ効率的に運営するよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、議案の審議に十分な時間を確保し、自由闊達で建設的な議論を行い、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮する。
 - 3 取締役会議長は、株主の意見が取締役会全体に共有されるよう努める。
 - 4 取締役会の運営に関する事項は、法令および定款に従うほか、別途、取締役会規則で定める。

(役員を選解任および役員候補者の指名手続)

- 第21条 当社は、性別や国籍などに関係なく、優れた人格、見識とともに、当社の持続的成長のために必要な専門的能力および豊富な業務・経営経験を持つ者を役員候補者とする。
- 2 取締役の候補者は、第42条第1項第1号の規定に基づく人事報酬委員会における公正、透明かつ厳格な検討および具申を経た上で、取締役会で決定する。
 - 3 監査役（補欠監査役を含む。）の候補者は、本条を踏まえ、人事報酬委員会における公正、透明かつ厳格な検討および具申ならびに監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定する。

- 4 役員職務の執行に関する懈怠、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の疑義がある場合ならびに健康上の理由から職務の継続が困難となった場合には、当該役員解任に関する株主総会議案の内容ならびに代表取締役および業務執行取締役の地位の解任について、人事報酬委員会における公正、透明かつ厳格な検討および具申を経た上で、取締役会で決定する。

(役員報酬に対する考え方および決定手続)

- 第22条 業務執行取締役の報酬は、中長期的利益の実現などの経営成績に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
- 2 独立社外取締役および監査役の報酬には、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。
 - 3 取締役の報酬については、第42条第1項第4号の規定に従い、人事報酬委員会の公正な検討および具申を経て、代表取締役が個人別の報酬額を決定する。
 - 4 監査役の報酬については、第28条第3項の規定に従い決定する。

(取締役会の審議の充実化)

- 第23条 当社は、取締役会において充実した議論がなされるよう、次の事項を行う。
- 一 取締役会の議題および議案に関する資料を、取締役会の開催日に十分に先立って各役員に配付する。ただし、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。
 - 二 社内取締役および常勤監査役は、第38条に定める経営会議に出席し、取締役会に上程される重要な議案の内容について協議する。
 - 三 独立社外役員は、必要に応じて、取締役会に先立ち、取締役会に上程される議案の内容について業務執行者より説明を受ける。

(取締役会評価)

- 第24条 各役員は、取締役会の有効性および自らの役割等について、毎年、評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各役員の評価に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適切に開示する。
- 2 取締役会は、前項に定める取締役会全体の実効性に関する分析・評価の充実に努め、取締役会の機能向上を図る。

第3節 取締役

(取締役の役割および責務)

- 第25条 取締役は、株主からの受任の責務に鑑みて善管注意義務および忠実義務を負う。
- 2 取締役は、職務を執行するために十分な情報を収集し、取締役会において積極的に意見を表明して議論を尽くしたうえで議決権を行使する。
 - 3 取締役は、取締役会の議題を提案する権利および取締役会の招集を求める権利を適時かつ適切に行使することにより、当社の経営課題の解決を図る。
 - 4 取締役は、株主の信任に応えるため、期待される専門能力および経営能力を発揮するために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
 - 5 取締役は、ステークホルダーとの適切な関係の構築に留意しつつ、当社および株主共同の利益のために行動する。

(独立社外取締役の役割および責務)

- 第26条 独立社外取締役は、独立役員として株主の立場を踏まえ、前条に定める取締役としての役割のほか、次の役割を果たす。
- 一 独自の知見や経験をもとに、経営計画などの具体的な目標を達成するために必要なアドバイスや潜在的なリスクの指摘を行う。
 - 二 代表取締役を中心とした取締役の職務の執行を監督する。
 - 三 取締役会が決定した経営計画に照らして、経営の成果および経営陣のパフォーマンスを評価し、株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、第42条に規定する人事報酬委員会および取締役会で意見を表明する。

(独立社外役員の任期および兼任制限)

- 第27条 当社は、最初に就任してから8年を超えて就任している社外役員については、独立社外役員の要件を満たさないと判断する。
- 2 独立社外役員は、期待される役割を果たすことができる範囲を超えて、他の会社の役員等を兼任してはならない。

第4節 監査役会

(監査役会の役割および責務)

- 第28条 監査役会は、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図るため、取締役の職務の執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、監査報酬に係る権限の行使等を通じて、企業の健全性を確保することについて責任を負う。
- 2 監査役会は、各監査役による監査の実効性を確保するため、監査にあたっての基準や体制等について、別途、監査役監査基準を定める。
 - 3 監査役会は、株主総会の決議により決定した監査役全員の報酬等の総額の範囲内で、監査役の報酬を協議により決定する。監査役の報酬は、その役割の観点から、基本報酬のみとする。

(監査役会の構成)

- 第29条 監査役会は4名以下の監査役で構成する。
- 2 当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者とする。

(監査役会の運営)

- 第30条 監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。
- 2 監査役会議長は、監査役会の議論の質を高め、監査役会を効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、監査役会議長は、議案の審議に十分な時間を確保し、自由闊達で建設的な議論を行い、各監査役による監査の実効性を確保するために適時に適切な情報を得られるように配慮する。
 - 3 監査役会議長は、監査役会より委嘱を受けた職務を執行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げてはならない。
 - 4 監査役会の運営に関する事項は、法令および定款に従うほか、別途、監査役会規則で定める。

(会計監査人および監査部との関係)

- 第31条 監査役会は、会計監査人候補を適切に選定するための基準および会計監査人を適切に評価するための基準を策定する。また、会計監査人が独立性および専門性を有しているか否かについて、監査役会で確認を行う。
- 2 監査役会は、会計監査人および監査部と共同し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保する。

第5節 監査役

(監査役の役割および責務)

- 第32条 監査役は、業務および財産の調査権限を有する独任制の機関として、取締役の職務の執行を監査する。
- 2 監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の分担等に従い、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、監査部や子会社との意思疎通、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当社取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、取締役会その他の自らが出席する重要会議において、能動的かつ積極的に権限を行使し、必要があると認められるときは、取締役等に対して適切に意見を述べる。
- 3 監査役は、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の疑義がある場合は調査する。
- 4 監査役は、内部統制システムの整備及び運用状況について、財務報告に係る内部統制を含め、監査する。
- 5 監査役は、当社の取締役や会計監査人との意思疎通や、他の監査役、監査部及び内部統制の所管部署との連携を図ることにより、自らの職務執行に必要な情報を収集する。

第6節 会計監査人

(会計監査人)

- 第33条 当社は、会計監査人が財務報告の信頼性を確保する責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて会計監査人と共同で対応する。

第7節 役員の支援体制

(事務局による支援体制)

- 第34条 独立社外取締役を含めた各取締役がその職務を適切に遂行することができるよう、取締役会事務局を配置し支援する。
- 2 監査役会および各監査役がその職務を適切に遂行することができるよう、監査役の補助人を配置し支援する。
- 3 取締役会事務局と監査役の補助人は適切に連携し、取締役と監査役の連携の強化を図る。

(情報へのアクセス)

- 第35条 各役員は、自らの職務を遂行するうえで必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、他の役員、執行役員および監査部その他執行部門に対して説明若しくは報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

- 2 各役員は、それぞれの役割や職務を果たすために必要な場合は、法務、会計、財務その他の専門家を当社の費用により利用することができる。

(非業務執行の役員連絡会議)

- 第36条 当社は、独立社外取締役および監査役を構成員とする非業務執行の役員連絡会議を設置し、当社の事業および経営課題等について議論する。
- 2 非業務執行の役員連絡会議は、経営陣および当社が委託している専門家から独立した法務、会計、財務その他の専門家を独自に当社の費用により利用することができる。

(役員等の経営能力の向上策)

- 第37条 当社は、役員が、その役割および責務を適切に果たすことができるよう、それぞれの知見や経験を踏まえ、必要な研修等を実施する。
- 2 新任役員は、顧問弁護士による研修に参加し、コンプライアンスやコーポレートガバナンス等、会社経営に必要な法令に関する知識を習得する。
 - 3 新任独立役員は、必要に応じて前項の研修に参加するほか、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき業務執行部門から説明を受ける。
 - 4 役員は、その役割を果たすために、当社の財務状態、コンプライアンス、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積みなければならない。
 - 5 当社は、役員の後継者を育成するため、従業員の職位に応じて、経営に必要な知識を習得するための教育訓練を実施する。

第8節 経営会議

(経営会議の役割および責務)

- 第38条 経営会議は、業務執行取締役および執行役員をはじめとする経営幹部間での審議および決定を行うための機関であり、次の事項を行う。
- 一 取締役会に上程する重要な議案の内容について、事前の検討を行い、取締役会での審議の充実を図る。
 - 二 取締役会で決定された事項を円滑かつ確実に執行するための審議を行う。
 - 三 前2項のほか、業務執行上の重要な事項について、相互に連絡し審議する。

(経営会議の構成および議長)

- 第39条 経営会議は、代表取締役社長を含む業務執行取締役、常勤監査役、執行役員で構成する。

(経営会議の運営)

- 第40条 経営会議の議長は代表取締役社長が務める。
- 2 経営会議の運営に関する事項は、別途、経営会議規則で定める。

第9節 委員会

(委員会の設置)

- 第41条 当社は、取締役会の機能を補強するため、人事報酬委員会、内部統制委員会、CSR委員会を設置する。
- 2 当社は、前項に定める委員会のほか、必要な委員会を設置することにより、取

締役会の機能強化を図る。

第1目 人事報酬委員会

(人事報酬委員会の役割および責務)

- 第42条 人事報酬委員会は、役員を選解任および報酬の決定に対する透明性と客観性を高めるため、次の事項について検討し、取締役会に具申する。
- 一 役員を選任および解任に関する議案の内容
 - 二 独立性判断基準の改定
 - 三 代表取締役社長の後継者育成計画の策定および運用
 - 四 取締役の報酬に関する方針および個人別の報酬等の内容

(人事報酬委員会の構成)

- 第43条 人事報酬委員会は、代表取締役、独立社外取締役、独立社外監査役で構成する。

(人事報酬委員会の運営)

- 第44条 人事報酬委員会の委員長およびその議事進行は代表取締役社長が務める。
- 2 人事報酬委員会の運営に関する事項は、別途、人事報酬委員会規則で定める。

第2目 内部統制委員会

(内部統制基本方針)

- 第45条 取締役会は、会社法に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制基本方針を定め、運用する。

(内部統制委員会の役割および責務)

- 第46条 内部統制委員会は、前条の内部統制の実効性を高めるため、次の事項を行う。
- 一 当社グループ内に対して法令や定款、社会倫理等の遵守に関する啓発活動を行うなど、不正を起こさせないコンプライアンス体制を整備する。
 - 二 当社グループの重要なリスクに対して事前に対策を講じるなど、リスク管理体制を整備する。
 - 三 業務プロセスに潜むリスクを統制できているかを確認し、財務報告の信頼性を確保する。
 - 四 当社グループの情報セキュリティ組織の統制を行い、情報セキュリティを維持向上するために、情報セキュリティ組織に対する管理と指導を行う。
- 2 内部統制委員会は、内部統制の運用状況について、随時、取締役会に報告する。

(内部統制委員会の構成)

- 第47条 内部統制委員会は、代表取締役社長、コンプライアンス・リスクマネジメント・財務報告・情報セキュリティの担当取締役、常勤監査役および関係各部門の長で構成する。
- 2 内部統制を推進するために、内部統制委員会の下に、コンプライアンス部会、リスク管理部会、財務報告部会、情報セキュリティ部会を置く。

(内部統制委員会の運営)

- 第48条 内部統制委員会の委員長およびその議事進行は代表取締役社長が務める。

- 2 内部統制委員会の運営に関する事項は、別途、内部統制委員会規則で定める。

(内部通報制度)

- 第49条 当社グループは、内部統制の一環として、役職員による違法又は非倫理的な慣行を早期に発見し是正することを目的とした内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- 2 当社は、内部通報の窓口を総務部および社外の弁護士事務所に設置する。
 - 3 当社は、通報者が不利益な取扱いを受けない旨を内部通報制度運用規程で定める。

第3目 CSR委員会

(CSR委員会の役割および責務)

- 第50条 CSR委員会は、当社グループが社会に幅広く貢献し、その社会的な価値を高める活動全般（以下、「CSR活動」という。）を全社レベルで積極的に推進するため、経営層の参画を通じて、CSR活動に対する基本方針を策定し、様々なステークホルダーへの透明性の高い情報発信といった各種の取り組みを推進する。

(CSR委員会の構成)

- 第51条 CSR委員会は、代表取締役社長、CSR活動の担当取締役および関係各門の長で構成する。

(CSR委員会の運営)

- 第52条 CSR委員会の委員長およびその議事進行は代表取締役社長が務める。
- 2 CSR委員会の運営に関する事項は、別途、CSR委員会運営規則で定める。

第6章 株主との対話

(基本方針)

- 第53条 当社は、株主との建設的な対話を通じて相互の信頼関係を築くことを経営の重点事項と位置付ける。
- 2 当社は、株主との建設的な対話を実現するため、積極的に株主構造の把握に努める。
 - 3 当社は、定時株主総会、決算説明会、個別の訪問や面談などを通じて、株主との対話の充実を図る。
 - 4 当社は、株主との対話にあたって、第16条第5項に従いインサイダー情報を管理する。

(対話を促進するための体制)

- 第54条 株主との建設的な対話に関する事項は、総務担当取締役および広報担当取締役が統括する。
- 2 当社は、株主とのコミュニケーションの充実を図るため、総務部および広報IR部を株主との窓口とし、随時、情報を共有するなど相互に連携する。
 - 3 対話の申し込みに対しては、面談の目的および内容の重要性、面談者の属性等を勘案し、適切な体制で対応する。

(対話結果の共有化)

第55条 株主との対話を通じて把握した意見等は、その重要性および内容に応じて経営陣幹部や取締役会に報告する。

第7章 その他

(本ガイドラインの改廃手続)

第56条 本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。但し、取締役会で決議された事項に付随する変更や、本ガイドラインの運用を明確にするための記述の追加・修正等の軽微な改廃については、総務担当取締役の決裁とする。

附 則

- 1 本ガイドラインは2015年10月27日より施行する。
- 2 2017年 4月 1日 一部改定
- 3 2017年 8月30日 一部改定
- 4 2018年11月 2日 一部改定

以上